

議第7号議案

建設技能者の育成と建設産業強化を求める意見書の提出

建設技能者の育成と建設産業強化を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和2年9月16日提出

建築・都市整備・道路委員会

委員長 黒川 勝

建設技能者の育成と建設産業強化を求める意見書

我が国の建設産業は、国内総生産の一割以上を占める建設投資と、約500万人の就業者を擁する裾野の広い産業である。

しかし、近年においては、とりわけ若年入職者の減少が続き、特に木造建築を担う建築大工の高齢化は顕著である。この状況が放置されれば、近い将来には住宅建築のみならずインフラの整備や、頻発する台風や震災など災害への対応が困難となり、市民生活に対して極めて深刻な事態が予想される。

建設産業の働き方改革や扱い手三法改正による施策は進められているが、事態の抜本的な改善のための環境改善と後継者の育成は喫緊の課題であり、国としての明確な方針と対応が求められる。

よって、国におかれでは、建設業界における建設技能者の育成と、持続可能な建設産業強化のための就労環境の改善に向けて、次の措置を速やかに講ずるよう強く要望する。

- 1 建設技能者の賃金・労務単価の引き上げ、法定福利・安全対策費等に対する必要経費を確保することによって、技能者の就労環境の改善や安定した生活基盤の確保につなげるため、適正な価格で発注した工事の労務費を確実に建設技能者に行き渡らせること。
- 2 地域の木造住宅生産体制を維持し、地域建設産業の扱い手や後継者を確保するため、さらなる建築大工等育成の支援を図るなど、若い世代の新たな扱い手をしっかりと育成できるような施策を講じること。また、外国人や女性の就労環境の改善等についても取り組むこと。
- 3 古い建築物の解体工事や大災害時の瓦礫処理において、アスベスト飛散等の課題等が生じていることから、建設アスベスト被害の根絶に取り組むと共に、国とアスベスト建材メーカーによる「建設アスベスト被害者救済基金」の創設など、被害者の救済を図る施策を推進すること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て

横浜市会議長

横山正人